

防火対象物定期点検報告制度の特例認定の手続について

消防法第8条の2の3に定める「防火対象物の点検及び報告の免除」（以下「特例認定」と言います。）の手続は、次のとおりです。

※ご注意ください！

免除されるのは、消防法第8条の2の2に定める「防火対象物の点検と報告」（以下「定期点検報告」と言います。）です。消防法第17条の3の3に定める消防用設備等の点検や報告、消防計画で定めた自主検査や訓練などは免除されませんのでご注意ください。

1 特例認定の申請

消防本部予防課に申請書と添付書類を各2部提出してください。受付後に1部をお返しいたします。

1つの建物に複数の管理権原者がいる場合（消防計画が複数ある場合）には、それぞれの管理権原者ごとに申請を行ってください。（建物ごとの申請ではありません。）

2 特例認定の審査

消防本部が特例の認定か不認定か審査します。審査項目の中に不備となる事項があるときは、特例は認められません。なお、審査では建物にお伺いして調査を行うことがありますので、その際にご協力ください。

申請から回答までに最長で30日程度お時間をいただく場合があります。検査後、特例を認めるか、認めないかの結果を文書でお知らせいたします。

3 申請時に必要な書類

（申請書）

（1） 「防火対象物点検報告特例認定申請書」

この申請書を提出してください。

（添付書類）

（2） 建物登記簿、賃貸契約書又は営業許可書などの写し

申請された所在地及び申請者が管理を開始した日を証明する書類を添付してください。